

第85号（令和3年11月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【告示】

△	令和2年度横浜市一般会計歳入歳出決算ほか16件の要領公表【総務局総務課】	3
△	令和2年度横浜市地方公営企業決算の要領公表【総務局総務課】	4
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	5
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	6
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	8
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	9
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	10
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	11
△	生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	13
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	14
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	15
△	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	18
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	19
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	20
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	21
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	22
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】	23

【公告】

△	職員の懲戒処分【総務局人事課】	24
△	同 【総務局人事課】	25
△	市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【市民局スポーツ振興課】	26
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	28
△	同 【経済局商業振興課】	30
△	同 【経済局商業振興課】	31
△	配慮市長意見書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】	33
△	事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】	34
△	同 【環境創造局環境影響評価課】	35
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	36
△	同 【環境創造局水・土壌環境課】	37
△	同 【環境創造局水・土壌環境課】	38
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	39
△	公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】	40
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	41

△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】	42
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	43
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	44
△ 同【建築局調整区域課】	45
△ 同【建築局調整区域課】	46
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	47
△ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】	48
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	49
[達]	
△ 横浜市食肉衛生検査所処務規程の一部改正【健康福祉局食品衛生課】	50
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	51
[消防局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	52
△ 同【人事課】	53
[交通局]	
△ 横浜市乗合自動車の試行運転系統等【自動車本部営業課】	54
△ 職員の懲戒処分【人事課】	56
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	57
[人事委員会]	
△ 公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	59
[監査委員]	
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	60
[職員共済組合]	
△ 横浜市職員共済組合役員の退職【職員共済課】	61
△ 横浜市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙の期日等【職員共済課】	62
△ 横浜市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙長の委嘱【職員共済課】	63

告 示

横 浜 市 告 示 第 612 号

令 和 2 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 ほ か 16 件 の 要 領
公 表

令 和 3 年 10 月 22 日 の 市 議 会 に お い て 認 定 を 得 た 令 和 2 年 度 横 浜 市
一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 ほ か 16 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 613 号

令 和 2 年 度 横 浜 市 地 方 公 営 企 業 決 算 の 要 領 公 表

令 和 3 年 10 月 22 日 の 市 議 会 に お い て 認 定 を 得 た 令 和 2 年 度 横 浜 市 地 方 公 営 企 業 決 算 (下 水 道 事 業 、 埋 立 事 業 、 水 道 事 業 、 工 業 用 水 道 事 業 、 自 動 車 事 業 、 高 速 鉄 道 事 業 、 病 院 事 業) の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 告 示 第 614 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
辞退

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第2項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和3年11月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	令和3年10月31日
確認辞退年月日	令和3年10月31日
施設種別	家庭的保育事業
施設名称	瀬戸保育室
設置者	瀬戸義子
所在地	旭区今宿1丁目51番地の21

横浜市告示第 615 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和3年7月13日	しんぼこどものクリニック	都筑区中川一丁目21番20号
令和3年9月1日	足の静脈瘤クリニック横浜院	西区北幸二丁目5番22号
同	港南台ママ小児科	港南区港南台四丁目33番38号
同	エンゼル・ファーマシー	港南区丸山台三丁目40番8号
同	ふれあいの丘クリニック	都筑区大丸8番10号
令和3年10月1日	おおくぼ消化器内科クリニック	鶴見区鶴見中央三丁目15番30号
同	鶴見あさがお歯科	鶴見区鶴見中央三丁目15番30号
同	鶴見かとう整形外科	鶴見区鶴見中央三丁目15番30号
同	つるみチャイルドクリニック	鶴見区鶴見中央三丁目15番30号
同	日本調剤リコパ鶴見薬局	鶴見区鶴見中央三丁目15番30号
同	まめ歯科	中区新山下一丁目2番8号
同	ベスリTMS横浜醫院	中区桜木町1丁目101番地の1
同	村上歯科医院	港南区上大岡西一丁目16番19号
同	花レディースクリニック	旭区鶴ヶ峰二丁目29番地の14
同	おりも総合クリニック	金沢区瀬戸16番38号

同	ハーモニーメント薬局	青葉区市ケ尾町25番地の7
同	藤が丘アット歯科	青葉区もえぎ野1番地の2
同	うめ消化器内科・ファミリークリニック	泉区緑園一丁目1番地の19
令和3年10月26日	さいた脳神経・糖尿病クリニック	青葉区市ケ尾町25番地の6

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年6月1日	特定非営利活動法人にじいろケアハウス	緑区中山五丁目3番1号	にじいろ訪問看護ステーション	緑区中山五丁目3番1号

横浜市告示第 616 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和3年9月1日	川原祐樹	もみの木整骨院	旭区笹野台一丁目7番28号
令和3年11月1日	濱田宏司	横浜ハピネス鍼灸院	神奈川区台町16番地の1
同	金井美紀	開設なし	保土ヶ谷区権太坂一丁目45番1号
同	山川龍哉	もみの木整骨院	旭区笹野台一丁目7番28号
同	渡邊卓	同	同
同	新田和史	さくら整骨院屏風浦院	磯子区森三丁目18番8号
同	橋本佳央理	同	同
同	松村幹子	指圧マッサージサロン千舟	青葉区市ヶ尾町1, 075番地の2
同	横田脩人	K E i R O W 勝どきステーション	東京都中央区勝どき2丁目8番12号
同	中浜早苗	Q i n o w a キノワ	東京都港区南青山3丁目14番8号

横浜市告示第 617 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名 称	所在地
平成29年 4月3日	(新)磯子中央病院	磯子区磯子二丁目20番45号
	(旧)医療法人光陽会磯子中央病院	
平成30年 12月1日	(新)脇田整形外科	青葉区あざみ野二丁目9番地の11
	(旧)医療法人社団裕正会脇田整形外科	
令和3年 1月19日	(新)磯子グリーン歯科医院	磯子区滝頭三丁目5番21号
	(旧)王歯科医院	
令和3年 8月14日	(新)上大岡 m i o k a 眼科	港南区上大岡西一丁目18番5号
	(旧)池袋眼科医院	
令和3年 9月1日	(新)碧水脳神経クリニック	南区白妙町2丁目7番地
	(旧)碧水脳神経外科クリニック	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和3年 3月29日	株式会社メデイカルフロント	東京都中央区築地4丁目3番8号	メデイカルフロント訪問看護ステーション	(新)神奈川県神奈川二丁目18番地の2
				(旧)神奈川県西神奈川一丁目14番地の13

横 浜 市 告 示 第 618 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 指 定 施 術 者 の 変 更

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 55 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 指 定 施 術 者 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た

。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	氏 名	名 称	所 在 地
令 和 3 年 10 月 6 日	(新) 大 原 一 平	は り 、 き ゅ う 、 あ ん 摩 マ ッ サ ー	都 筑 区 大 丸 3 番 22 号
	(旧) 渡 辺 一 平	ジ 指 圧 ひ ま わ り 治 療 院 都 筑	

横浜市告示第 619 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和2年8月5日	小林歯科医院	磯子区森三丁目14番3号
令和2年12月31日	ひぐち小児科医院	都筑区中川中央一丁目39番4号
令和3年1月25日	アーバンクリニック 石川オフィス	都筑区川和町 2,338番地の3
令和3年6月30日	前阪歯科医院	戸塚区柏尾町 825番地
令和3年7月12日	しんぼこどものクリニック	都筑区中川一丁目10番33号
令和3年7月31日	内科渡部医院	中区麦田町2丁目52番地
令和3年8月6日	医療法人社団ランド マーク医院	西区みなとみらい二丁目2番1号
令和3年8月31日	足の静脈瘤クリニック 横浜院	西区北幸二丁目5番22号
同	渡辺小児科医院	港南区港南台四丁目28番38号
同	エンゼル・ファーマシー	港南区丸山台三丁目40番8号
同	ふれあいの丘クリニック	都筑区見花山14番7号
令和3年9月29日	医療法人社団鶴昭会 山崎医院	鶴見区東寺尾六丁目32番15号
令和3年9月30日	藤川耳鼻咽喉科医院	鶴見区矢向四丁目8番7号

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の	訪問看護ステーション等の

			名 称	所 在 地
令 和 3 年 9 月 30 日	将 伸 建 設 株 式 会 社	泉 区 中 田 東 三 丁 目 3 番 28 号	訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ヨ ン な か た	泉 区 中 田 東 三 丁 目 3 番 28 号

横 浜 市 告 示 第 620 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和3年1月21日	渡 辺 幹 生	レイス治療院横浜金沢	金沢区能見台通3番6号

横浜市告示第 621 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所在地
令和3年9月30日	東山耳鼻咽喉科医院	磯子区森三丁目19番 27号

横浜市告示第 622 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 8月9日	福祉クラブ 生活協同組 合	(新)港北区新 羽町 868 番 地	福祉クラブ生 協訪問介護ス テーションお ひさま	(新)磯子区磯子 二丁目 8 番 13 号
		(旧)港北区日 吉五丁目 21 番 31 号		(旧)磯子区磯子 二丁目 25 番 1 号
令和3年 5月1日	株式会社せ んじゅ	磯子区上中 里町 785 番 地の 8	訪問介護せん じゅ	(新)磯子区上中 里町 785 番地 の 8
				(旧)磯子区杉田 八丁目 1 番 13 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年 7月1日	株式会社ウ ェルケアサ ポート	(新)鶴見区佃 野町 27 番 20 号	訪問看護ステ ーション快	鶴見区佃野町 27 番 20 号
		(旧)鶴見区駒 岡三丁目 3 番 23 号		

3 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 6月1日	株式会社ピ ュアウォー ク若武者	港南区日野 南一丁目 6 番 17 号	ピュアケアデ イサービス磯 子	(新)磯子区森五 丁目 2 番 20 号
				(旧)磯子区磯子 台 18 番 23 号

4 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年 4月1日	株式会社シ エルパ	神奈川県神 奈川区神 大寺三丁 目2番7号	(新)小規模多機 能型居宅介護 ぼやあ樹松本 町	(新)神奈川県松 本町4丁目32 番地の8
			(旧)小規模多機 能型居宅介護 ぼやあ樹ポー トサイド	(旧)神奈川県栄 町22番地の10

5 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 10月19日	有限会社イ ルミネイタ ー	(新)青葉区奈 良町 2,846 番地の6	ホームマリア	(新)保土ヶ谷区 西谷四丁目5 番8号
		(旧)埼玉県川 口市赤井2 丁目9番20 号		(旧)保土ヶ谷区 西谷町 943番 地

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年 5月1日	株式会社桜 会	戸塚区舞岡 町 3,626番 地の1	桜会居宅介護 支援事業所港 南	(新)港南区笹下 二丁目1番11 号
				(旧)港南区笹下 一丁目4番43 号

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年 7月1日	株式会社ウ ェルケアサ ポート	(新)鶴見区佃 野町27番20 号	訪問看護ステ ーション快	鶴見区佃野町 27番20号
		(旧)鶴見区駒 岡三丁目3 番23号		

8 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年 4月1日	株式会社シ エルパ	神奈川県神 奈川区神 大寺三丁目 2番7号	(新)小規模多機 能型居宅介護 ぼやあ樹松本 町	(新)神奈川県松 本町4丁目32 番地の8
			(旧)小規模多機 能型居宅介護 ぼやあ樹ポー トサイド	(旧)神奈川県栄 町22番地の10

9 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年 10月19日	有限会社イ ルミネイタ ー	(新)青葉区奈 良町 2,846 番地の6	ホームマリア	(新)保土ヶ谷区 西谷四丁目5 番8号
		(旧)埼玉県川 口市赤井2 丁目9番20 号		(旧)保土ヶ谷区 西谷町 943 番 地

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和2年 8月9日	福祉クラブ 生活協同組 合	港北区新羽 町 868 番地	福祉クラブ生 協訪問介護ス テーションお ひさま	(新)磯子区磯子 二丁目8番13 号
				(旧)磯子区磯子 二丁目25番1 号
令和3年 5月1日	株式会社せ んじゅ	磯子区上中 里町 785 番 地の8	訪問介護せん じゅ	(新)磯子区上中 里町 785 番地 の8
				(旧)磯子区杉田 八丁目1番13 号

横浜市告示第 623 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年10月1日	一般社団法人新横浜コアアラ	港北区鳥山町1,021番地の3	一般社団法人新横浜コアアラ	港北区鳥山町1,021番地の3

2 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年9月30日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川県西区神奈川一丁目13番地の10	済生会南部療養通所介護事業所	港南区港南台三丁目11番29号

横浜市告示第 624 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和3年10月1日	社会福祉法人聖ヒルダ会	戸塚区汲沢町 1,060 番地	横浜市平戸地域ケアプラザ	戸塚区平戸二丁目 33 番 57 号

2 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和3年9月30日	レジオン株式会社	磯子区森三丁目 9 番 12 号	福祉の森	磯子区森三丁目 9 番 12 号
同	医療法人沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡八重瀬町外間 80 番地	介護老人保健施設ゆめが丘	泉区和泉町 1, 202 番地

3 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和3年10月1日	社会福祉法人聖ヒルダ会	戸塚区汲沢町 1,060 番地	横浜市平戸地域ケアプラザ	戸塚区平戸二丁目 33 番 57 号

横 浜 市 告 示 第 625 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和3年11月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年11月1日	あおぞら薬局	西区中央一丁目28番13号	薬局
同	ココカラファイン薬局 鴨居駅前店	緑区鴨居一丁目9番8号	同
同	訪問看護リハビリステーション 翼	泉区中田東三丁目18番4号	訪問看護

横 浜 市 告 示 第 626 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年11月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年11月1日	ファースト薬局	旭区市沢町995番地の35	薬局
同	サカイヤ薬局洋光台駅前店	磯子区洋光台五丁目1番9号	同

横浜市告示第 627 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 10月21日	フィットケアデポ 仲町台店薬局	(新) 都筑区仲町台一丁目1番	薬局
		(旧) 都筑区仲町台一丁目25番	
令和3年 11月1日	(新) 医療法人社団永 進会青葉台腎クリ ニック	青葉区青葉台二丁目 5番地	腎臓
	(旧) 医療法人社団永 康会青葉台腎クリ ニック		

横 浜 市 告 示 第 628 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年9月30日	訪問看護リハビリステーションなかた	泉区中田東三丁目3番28号	訪問看護
令和3年10月6日	タツミ訪問看護ステーション戸塚	戸塚区矢部町 2,062番地	同

公 告

横 浜 市 公 告 第 682 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 3 年 10 月 29 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
中 区 総 務 部 戸 籍 課 長	事 務 職 員	浅 野 昌 弘	減 給 10 分 の 1 3 箇 月

横 浜 市 公 告 第 683 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 3 年 10 月 29 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
青 葉 区	事 務 職 員	藤 井 章 吾	減 給 10 分 の 1 5 箇 月

横浜市公告第 684 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年11月15日

契約事務受任者

横浜市市民局長 石 内 亮

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
磯子区西町1番の25	宅地	1,944.07

(3) 最低貸付価格 (月額)

1,024,524 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

2 磯子区西町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和3年11月15日から令和3年12月14日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課 (市庁舎12階)

電話 045(671)3288

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 契約条項に違反し、この事実があった後2年を経過しない者

(3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後2年を経過しない者

(4) 横浜市暴力団排除条例 (平成23年12月横浜市条例第51号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第

7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役員及び構成員
- (7) その他、借受人として適さないと判断される者

4 入札参加の手續

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。

(1) 必要書類

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

(2) 受付期間

令和3年12月1日から令和3年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(3) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課（市庁舎12階）

電話 045(671)3288

5 入札及び開札の日時及び場所

令和3年12月24日午前11時

中区本町6丁目50番地の10

市庁舎18階会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 磯子区西町土地公募貸付実施要項における入札実施要領第7条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

横 浜 市 公 告 第 685 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年11月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

L I C O P A 鶴見

鶴見区鶴見中央三丁目15番30号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大 山 一 也

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	サンライズショッピングプラザ鶴見 鶴見区鶴見中央三丁目15番30号	L I C O P A 鶴見 鶴見区鶴見中央三丁目15番30号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋 本 勝 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大 山 一 也 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社三城 代表取締役 澤 田 将 広 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号 ほか4者	株式会社良品計画 代表取締役 堂 前 宣 夫 東京都豊島区東池袋4丁目26番3号 ほか9者

- (4) 変更の年月日
令和3年9月23日ほか
- (5) 変更した理由
店舗名称変更のため ほか
- 2 届出年月日
令和3年10月21日
- 3 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 686 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

J o y f u l G a r d e n C i t y
南区別所一丁目14番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 S M B C 信託銀行
代表取締役 荻野浩三
東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役 藏原文秋 東京都港区西新橋1丁目3番1号	株式会社 S M B C 信託銀行 代表取締役 荻野浩三 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号

(4) 変更の年月日

令和3年7月5日ほか

(5) 変更した理由

設置者の住所変更のためほか

2 届出年月日

令和3年10月21日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 687 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和3年11月15日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）瀬谷駅南口第1地区市街地再開発ビル
 瀬谷区瀬谷四丁目4番の10ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 瀬谷駅南口第1地区市街地再開発組合
 理事長 川 口 安 徳
 瀬谷区中央1番地の6
- (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり 収容台数 64台	位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり 収容台数 64台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	24時間	開店時刻 午前7時 閉店時刻 翌午前0時 （一部24時間）
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	出入口の数 入口 1箇所 出口 1箇所 位置 届出書の添付 図面（変更前） 記載のとおり	出入口の数 入口 1箇所 出口 1箇所 位置 届出書の添付 図面（変更後） 記載のとおり

	り	り
--	---	---

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和3年9月20日

(5) 変更する理由

小売業者の営業時間が確定したため ほか

2 届出年月日

令和3年9月17日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 688 号

配 慮 市 長 意 見 書 の 縦 覧

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 (仮 称) 北 仲 通 北 地 区 B-1 地 区 新 築 工 事 に 係 る 配 慮 市 長 意 見 書 を 作 成 し た の で 、 条 例 第 11 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 当 該 配 慮 市 長 意 見 書 の 写 し を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 計 画 段 階 事 業 者 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

東 急 不 動 産 株 式 会 社

代 表 取 締 役 岡 田 正 志

東 京 都 澁 谷 区 道 玄 坂 1 丁 目 21 番 1 号

京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社

取 締 役 社 長 原 田 一 之

西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号

第 一 生 命 保 険 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 稲 垣 精 二

東 京 都 千 代 田 区 有 楽 町 1 丁 目 13 番 1 号

2 事 業 の 名 称

(仮 称) 北 仲 通 北 地 区 B-1 地 区 新 築 工 事

3 事 業 を 実 施 し よ う と す る 区 域

中 区 海 岸 通 5 丁 目 25 番 の 1

4 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 環 境 影 響 評 価 課

中 区 日 本 大 通 35 番 地

横 浜 市 中 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

5 縦 覧 期 間

令 和 3 年 11 月 15 日 か ら 令 和 3 年 11 月 29 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 689 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 北 仲 通 北 地 区 （ A 地 区 ） 再 開 発 計 画 に 係
る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 690 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 高 速 横 浜 環 状 北 線 事 業 に 係 る 事 後 調 査 結
果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 691 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 朝 日 町 二 丁 目 102 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン、 六 価 ク ロ ム 化 合 物、 シ ア ン 化 合 物、 ふ っ
素 及 び そ の 化 合 物、 ほ う 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物、 鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 692 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 新 羽 町 字 北 耕 地 1,756 番 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 693 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 笠 間 二 丁 目 1,000 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 694 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の様 態	一時利用停止期間
東俣野南公園	戸塚区東俣野町 179 番の 6	別図のとおり 197 m ²	立入禁止	令和3年11月22日から令和3年12月15日まで

別図（省略）

横浜市公告第 695 号

公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月日
			新	旧	
子安台公園	神奈川県子安台一丁目18番	別図のとおり	26,606 m ²	26,382 m ²	令和3年11月15日

別図（省略）

横浜市公告第 696 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年11月15日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和3年 6月1日	30511	株式会社水 巧舎	(新) 龍野智嗣	泉区上飯田町49 9番地の2
			(旧) 龍野貴嗣	
令和3年 9月1日	30080	株式会社丸 一設備	(新) 添田正雄	川崎市川崎区塩 浜3丁目16番11 号
			(旧) 森達夫	
令和3年 10月1日	11293	株式会社岡 田建設	(新) 岡田生彦	戸塚区平戸三丁 目55番13号
			(旧) 岡田章彦	
令和3年 10月1日	11689	日広工業株 式会社	(新) 鎌田隆之	相模原市南区相 模大野8丁目10 番20号
			(旧) 山科公次	

横 浜 市 公 告 第 697 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
11617	東 京 ガ ス リ ビ ン グ ラ イ ン 株 式 会 社 相 模 大 和 支 社	大 和 市 鶴 間 2 丁 目 12 番 15 号	令 和 3 年 11 月 1 日

横 浜 市 公 告 第 698 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、港北ニュータウン夕月野建築協定の認可申請があったので、次
のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するととも
に、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う
。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ た い 者 は、縦覧
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な
け れ ば な ら ない。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間
令 和 3 年 11 月 15 日 か ら 令 和 3 年 12 月 13 日 ま で
- 2 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 か ら 午 後 5 時 ま で
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 3 年 12 月 21 日 午 後 4 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
都 筑 区 加 賀 原 一 丁 目 22 番 32 号
加 賀 原 地 域 ケ ア プ ラ ザ 多 目 的 ホ ー ル （ 2 階 ）

横 浜 市 公 告 第 699 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 1 日 第 2021 開 802 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 青 木 町 2 番 地 の 6
内 田 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 久 保 田 俊 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 白 根 三 丁 目 541 番 の 1 、 541 番 の 24 の 一 部 、 541 番 の 34 、
541 番 の 70 及 び 541 番 の 79 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 700 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 29 日 第 2021 開 1502 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 3 丁 目 30 番 地 の 5
タ ク エ ー ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 瀬 口 力
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 笠 間 三 丁 目 585 番 の 1 、 585 番 の 6 か ら 585 番 の 26 ま で 及
び 1,768 番 の 32 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 701 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 7 月 6 日 第 2021 開 203 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 三 ツ 沢 上 町 4 番 17 号
椿 山 奉 文
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 片 倉 二 丁 目 808 番 の 3 、 808 番 の 24 の 一 部 、 808 番 の
29 の 一 部 及 び 808 番 の 30

横 浜 市 公 告 第 702 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 11 月 1 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
35.43 m
- 5 指 定 の 場 所
磯 子 区 下 町 85 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 日 本 エ ス テ ー ト
代 表 取 締 役 桜 井 光 張

横 浜 市 公 告 第 703 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 3 号 の 規 定
に 基 づ く 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 11 月 2 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

57.00 m

4 廃 止 の 場 所

瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 461 番 の 16 の 一 部

5 申 請 者 の 氏 名

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 二 ツ 橋 北 部 三 ツ 境 下 草 柳 線 等 沿 道 地 区 第

1 期 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業

代 表 者 横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 704 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 42 ・ 106 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 10 月 29 日

3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m 及 び 5.50 m

4 廃 止 す る 道 路 の 延 長

655.50 m

5 廃 止 の 場 所

緑 区 東 本 郷 六 丁 目 124 番 の 4 地 先 から 168 番 の 29 地 先 まで 、 16
8 番 の 8 地 先 から 220 番 の 5 地 先 まで 、 168 番 の 29 地 先 から 262
番 の 5 地 先 まで 、 362 番 の 17 地 先 から 363 番 の 4 地 先 まで 及 び 72
4 番 の 7 地 先 から 1,227 番 の 1 地 先 まで

達

達 第 28 号

庁 中 一 般

横 浜 市 食 肉 衛 生 検 査 所 処 務 規 程 （ 昭 和 37 年 3 月 達 第 2 号 ） の 一 部
を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 3 条 第 1 項 中 第 15 号 を 第 18 号 と し 、 第 14 号 の 次 に 次 の 3 号 を 加
え る 。

- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年3月横浜市規則第27号。以下「細則」という。）第2条の2及び第11条の2の規定による食鳥処理事業許可書及び確認規程認定書の再交付に関すること。
- (16) 細則第4条第2項及び第5条第2項の規定による食鳥処理事業許可書及び確認規程認定書の修正及び交付に関すること。
- (17) 細則第13条第2項の規定による確認規程の廃止期日の決定に関すること。

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この達は、公布の日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

- 2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

区 告 示

金 沢 区 告 示 第 18 号 （ 令 和 3 年 11 月 2 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 夏 山 町 内 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 11 月 2 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	山 本 栄 一 郎 金 沢 区 釜 利 谷 西 三 丁 目 14 番 21 号	植 草 俊 行 金 沢 区 釜 利 谷 西 三 丁 目 1 番 38 号

消 防 局

消 防 局 公 告 第 8 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 3 年 10 月 29 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
瀬 谷 消 防 署	消 防 吏 員	平 澤 麟 太 郎	停 職 4 箇 月

消 防 局 公 告 第 9 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び
第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 3 年 10 月 29 日 懲 戒 処 分 に 付 し た

。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
鶴 見 消 防 署	消 防 吏 員	齋 藤 祐 介	減 給 10 分 の 1 、 1 箇 月

交通局

交通局告示第16号

横浜市乗合自動車の試行運転系統等

横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）第9条及び横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）第2条の2第4項及び第14条並びに横浜市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和27年12月交通局規程第9号。以下「施行規程」という。）第3条第3項に基づき、横浜市乗合自動車の試行運転系統等について次のように定める。

令和3年11月15日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄一

1 試行運転系統

系統番号	運行区間	備考
197	桜木町駅前～横浜駅改札口前	循環

2 試行運行期間

令和3年11月22日から12月19日まで

3 試行運転系統で発売する乗車券の種類及び料金

種類	料金	
試行運転系統普通乗車券	大人	100円
	小児	100円
試行運転系統一日乗車券	大人	300円
	小児	

4 前項に規定する乗車券の発売方法

現金、横浜市乗合自動車ICカード取扱規程（平成29年3月交通局規程第7号）第2条第1項に規定するICカード、横浜市乗合自動車外国人向けICカード取扱規程（令和元年9月交通局規程第1号）第2条第1項に規定する外国人向けICカード及びジョルダン株式会社が提供するアプリケーションを使用した者に前項に規定する乗車券を発売する。ただし、試行運転系統に乗車する者が前項に規定する料金相当額をこれらの方法以外で支払ったと認められる場合には、前項の乗車券を発売したとみなすものとする。

5 その他乗車券類の適用除外

試行運転系統で使用できる乗車券は第3項に規定する乗車券限りとし、施行規程に規定する乗車券を使用することはできない。

6 払戻し

第3項に規定する乗車券は払い戻すことができない。ただし、

施行規程第64条に規定する事由により、試行運転系統が運行を中止した場合には、同条を準用し、現金又は横浜市乗合自動車乗車時に普通乗車券に充当する補助券により、第3項に規定する料金相当額を試行運転系統を運行する横浜市乗合自動車内において、払い戻すものとする。

7 不正乗車の取扱い

乗車券の偽造その他不正な手段により試行運転系統への乗車があったと認められる場合は、施行規程第54条から第56条までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年11月22日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年12月19日限り、その効力を失う。

交通局公告第7号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、次の者を令和3年10月28日懲戒処分に付した。

令和3年11月15日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部浅間町 営業所	運輸職員	西山和彦	戒告
自動車本部浅間町 営業所	運輸職員	西山和彦	戒告
自動車本部本牧営 業所長	運輸職員	並家俊晴	戒告

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 39 号

直 接 請 求 に 必 要 な 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 74 条 第 1 項 、 第 75 条 第 1 項
、 第 76 条 第 1 項 、 第 80 条 第 1 項 、 第 81 条 第 1 項 及 び 第 86 条 第 1 項 、
地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 (昭 和 31 年 法 律 第 162 号
) 第 8 条 第 1 項 並 び に 市 町 村 の 合 併 の 特 例 に 関 す る 法 律 (平 成 16 年
法 律 第 59 号) 第 4 条 第 1 項 、 同 条 第 11 項 、 第 5 条 第 1 項 及 び 同 条 第
15 項 の 規 定 に よ る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 50 分 の 1 の 数 、 6 分 の 1 の 数
、 3 分 の 1 の 数 及 び 総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た
数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た
数 と を 合 算 し て 得 た 数 は 、 次 の と お り で あ る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 菅 野 義 矩

50 分 の 1 の 数 62,796 人

6 分 の 1 の 数 523,293 人

3 分 の 1 の 数 1,046,585 人

選 挙 区 ご と の 3 分 の 1 の 数

鶴 見 区 80,025 人

神 奈 川 区 67,764 人

西 区 28,767 人

中 区 40,209 人

南 区 55,690 人

港 南 区 61,134 人

保 土 ヶ 谷 区 57,741 人

旭 区 69,451 人

磯 子 区 46,723 人

金 沢 区 55,891 人

港 北 区 98,401 人

緑 区 50,344 人

青 葉 区 86,283 人

都 筑 区 57,773 人

戸 塚 区 78,483 人

栄 区 34,415 人

泉 区 43,002 人

瀬 谷 区 34,496 人

総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 6 分 の

1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
492,470 人

人事委員会

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月15日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

横浜市人事委員会規則第23号

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則（平成14年2月横浜市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(27) 一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会

附 則

この規則は、令和3年11月15日から施行する。

監 査 委 員

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 7 号

包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を 参 考 と
し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 に 係 る 事 項 の 公 表

横 浜 市 長 か ら 、 包 括 外 部 監 査 人 の 監 査 の 結 果 に 基 づ き 又 は 結 果 を
参 考 と し て 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 (昭 和
22 年 法 律 第 67 号) 第 252 条 の 38 第 6 項 の 規 定 に よ り 、 当 該 通 知 に 係
る 事 項 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	横	山	正	人
同	中	山	大	輔

職 員 共 済 組 合

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 10 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 役 員 の 退 職

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 役 員 が 退 職 し た の で 、 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 （ 昭 和 37 年 法 律 第 152 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 公 告 す る
。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合
理 事 長 平 原 敏 英

- 1 役 員 及 び 氏 名
理 事 政 村 修
理 事 寺 田 浩
監 事 有 坂 昌 也
- 2 退 職 年 月 日
令 和 3 年 10 月 27 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 11 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 互 選 議 員 の 補 欠 選 挙 の 期 日 等
横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 議 員 に 欠 員 を 生 じ た た め 、 横 浜 市 職 員
共 済 組 合 定 款 (昭 和 37 年 12 月 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 1 号) 第 18
条 の 規 定 に 基 づ き 、 組 合 員 が 組 合 員 の う ち か ら 選 挙 す る 議 員 に 係 る
補 欠 選 挙 を 次 の と お り 行 う 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合
理 事 長 平 原 敏 英

- 1 選 挙 期 日
令 和 3 年 11 月 22 日 (月)
午 前 9 時 か ら 午 後 3 時 ま で
- 2 選 挙 場 所
選 挙 長 が 指 定 す る 場 所
- 3 立 候 補 届 出 期 間
令 和 3 年 11 月 15 日 (月) か ら 令 和 3 年 11 月 17 日 (水) 正 午 ま で
- 4 立 候 補 届 出 先
選 挙 長
- 5 互 選 議 員 選 挙 数
3 人

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 公 告 第 12 号

横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 互 選 議 員 の 補 欠 選 挙 に お け る
選 挙 長 の 委 嘱

令 和 3 年 11 月 22 日 執 行 の 横 浜 市 職 員 共 済 組 合 組 合 会 互 選 議 員 の 補
欠 選 挙 に お け る 選 挙 長 を 次 の と お り 委 嘱 し た 。

令 和 3 年 11 月 15 日

横 浜 市 職 員 共 済 組 合
理 事 長 平 原 敏 英

選 挙 長

総 務 局 人 事 部 職 員 健 康 課 長 横 森 喜 久 美